

車両ごとの免許証と技能講習の区分

車種		免許区分		安衛法に基づく技能講習		
機種	規格	免許種類(旧)	免許種類(新)	要否	規格	技能講習等名称
ロータリ 除雪車	規格等によらず全てのもの ※一部、小型除雪車は例外あり	大型特殊免許 (小型特殊免許)	大型特殊免許 (普通免許)	不要		
除雪グレー ダー	規格等によらず全てのもの	大型特殊免許	大型特殊免許	必要	機体重量3t 以上の場合	車両系建設機械 (整地・運搬・積み 込み用及び掘削 用)運転技能講習
					機体重量3t 未満の場合	小型車両系建設 機械(整地・運搬・ 積み込み用及び 掘削用)運転技能 講習
	車体の大きさが、4.7m以 下、幅が1.7m以下、高さ2m 以下でカタピラを有する自動車 等18種及び総理大臣が指定 する特殊な構造を有する自動 車で15km/hを越える速度 を出すことができない構造のも の。	小型特殊免許	小型特殊免許	必要	機体重量3t 以上の場合	車両系建設機械 (整地・運搬・積み 込み用及び掘削 用)運転技能講習
					機体重量3t 未満の場合	小型車両系建設 機械(整地・運搬・ 積み込み用及び 掘削用)運転技能 講習
トラクター ショベル	規格等によらず全てのもの	大型特殊免許	大型特殊免許	必要	機体重量3t 以上の場合	車両系建設機械 (整地・運搬・積み 込み用及び掘削 用)運転技能講習
					機体重量3t 未満の場合	小型車両系建設 機械(整地・運搬・ 積み込み用及び 掘削用)運転技能 講習
	車体の大きさが、4.7m以 下、幅が1.7m以下、高さ2m 以下でカタピラを有する自動車 等18種及び総理大臣が指定 する特殊な構造を有する自動 車で15km/hを越える速度 を出すことができない構造のも の。	小型特殊免許	小型特殊免許	必要	機体重量3t 以上の場合	車両系建設機械 (整地・運搬・積み 込み用及び掘削 用)運転技能講習
					機体重量3t 未満の場合	小型車両系建設 機械(整地・運搬・ 積み込み用及び 掘削用)運転技能 講習
除雪 トラック	自動車検査証「種別」欄に大 型特殊又は大特とある場合	大型特殊免許	大型特殊免許	不要		
	車両総重量8トン以上11ト ン未満のもの 又は最大積載量5トン以上6. 5トン未満のもの	大型免許	中型免許 (中型限定) ^{※1}	不要		
	車両総重量8トンに満たないも の 又は最大積載量5トンに満た ないもの	普通免許	中型免許 準中型免許 ^{※2} (中型限定) ^{※1}	不要		
凍結防止 剤散布車 若しくは 散布機搭載 のトラック	ベースマシンが車両総重量8 トン以上11トン未満のもの 又は最大積載量5トン以上6. 5トン未満のもの	大型免許	中型免許 (中型限定) ^{※1}	不要		
	ベースマシンが車両総重量8 トンに満たないもの 又は最大積載量5トンに満た ないもの	普通免許	中型免許 準中型免許 ^{※2} (中型限定) ^{※1}	不要		

※1 中型限定(8t): 現行の普通免許所持者は中型免許の新設に伴い条件明示される

※2 準中型免許: 車両総重量7.5t未満、最大積載量4.5t未満(平成29年3月新設)

道路交通法による区分(免許証の区分)

改正2007年6月2日施行 中型自動車免許の新設及び大型・普通自動車の運転条件が変更

改正2017年3月12日施行 準中型自動車・準中型免許の新設

1. 大型自動車

大型特殊自動車、大型自動2輪車、普通自動2輪車、小型特殊自動車以外の自動車

- 車両総重量11000kg以上のもの
- 最大積載量6500kg以上のもの
- 乗車定員30人以上のもの

2. 中型自動車

大型自動車、大型特殊自動車、大型自動2輪車、普通自動2輪車、小型特殊自動車以外の自動車

- 車両総重量5000kg以上11000kg未満のもの
- 最大積載量3000kg以上6500kg未満のもの
- 乗車定員11人以上29人以下のもの

3. 準中型自動車(平成29年3月12日改正)

大型自動車、大型特殊自動車、大型自動2輪車、普通自動2輪車、小型特殊自動車以外の自動車

- 車両総重量7500kg未満のもの
- 最大積載量4500kg未満のもの
- 乗車定員10人以下のもの

4. 普通自動車

大型自動車、大型特殊自動車、大型自動2輪車、普通自動2輪車、小型特殊自動車のいずれの基準にも該当しない自動車

- 車両総重量3500kg(5000kg)未満のもの ()改正前
- 最大積載量2000kg(3000kg)未満のもの ()改正前
- 乗車定員10人以下のもの

5. 大型特殊自動車

人や貨物を運搬するのではなく、専ら特殊作業を行う構造の自動車で、小型特殊自動車以外のもので次のもの

- カタピラを有する自動車(スキー付雪上車を除く)
- 特殊作業車等16種

・ロードローラー、タイヤローラー、ロードスタビライザー、タイヤドーザー、グレーダー、スクレーパー、ショベルローダー、ダンパ、モータースイーパー、フォークリフト、ホイールクレーン、ストラドル・キャリア、アスファルトフィニッシャー、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォーク・ローダー

- 農耕作業用自動車
- ロータリー除雪車
- 車台が屈折して操向する自動車
- その他総理大臣が指定するもの

6. 大型自動2輪車

総排気量400CCを越える2輪の自動車(側車付きのものを含む)で、大型特殊自動車、小型特殊自動車以外のもの。

7. 普通自動2輪車

2輪の自動車(側車付きのものを含む)で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの。

8. 小型特殊自動車

車体の大きさが、4.7m以下、幅が1.7m以下、高さ2m以下でカタピラを有する自動車等18種及び総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車で15km/hを越える速度を出すことができない構造のもの。

・カタピラを有する自動車、ロードローラー、タイヤローラー、ロードスタビライザー、タイヤドーザー、グレーダー、スクレーパー、ショベルローダー、ダンパ、モータースイーパー、フォークリフト、ホイールクレーン、ストラドル・キャリア、アスファルトフィニッシャー、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォーク・ローダー、農耕作業用自動車

車両運送法の自動車の用途等の区分(自動車検査証の区分)

1. 普通自動車

小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、及び小型特殊自動車以外の自動車

2. 小型自動車

4輪以上の自動車及び被牽引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関(ジーゼル機関を除く。)を原動機とする自動車にあつては、その排気量が2000ℓ以下のものに限る。)

自動車の大きさ	長さ	幅	高さ			
	4. 7m以下	1. 7m以下	2. 0m以下			

2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。)及び3輪自動車で軽自動車・大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの。

3. 軽自動車

2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。)以外の自動車及び被牽引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その排気量が0. 660ℓ以下のものに限る。)

自動車の大きさ	長さ	幅	高さ			
	3. 4m以下	1. 48m以下	2. 0m以下			

2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。)で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その排気量が0. 250ℓ以下のものに限る。)

自動車の大きさ	長さ	幅	高さ			
	2. 5m以下	1. 30m以下	2. 0m以下			

3. 大型特殊自動車

1. 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの
 イ. ショベルローダー、タイヤローラー、ロードローラー、グレーダー、ロードスタビライザー、スクレーパー、ロータリー除雪自動車、アスファルトフィニッシュャ、タイヤドーザ、モータースーパー、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダー、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車体が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタビラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
 ロ. 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車
 2. ポールトレーラー及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

6. 小型特殊自動車

1. 前項第1号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度15km/h以下のもの。

自動車の大きさ	長さ	幅	高さ			
	4. 7m以下	1. 70m以下	2. 8m以下			

2. 前項第1号ロに掲げる自動車であつて、最高速度30km/h未満のもの。